

「8班, 9班有志の会」代理人からの文書 について

弊社は、平成22年4月3日に、「8班, 9班有志の会」代理人という弁護士から、別掲の同年同月2日付の文書を受け取りました。

弊社は、以前、「土田八, 九班有志（平田, 重光, 辻本, 池田, 出会, 要海, 樋口, 辰巳）」から、平成21年4月25日付要望書を受け取り、これに対して回答を行ったことは、本ホームページでお知らせしているとおります。

その時の話し合いの中で、今後は意思表示の主体の明示をお願いし、了解も得られております。

ところが、今回、送られた「8班, 9班有志の会」名義の文書は、意思表示の主体の明示を欠き、誰の意思表示なのか不明であり、弊社は回答を行っておりません。

ところで、平成22年6月29日、最高裁判所は、京都府宇治市の葬儀場そばの住民が「葬儀や出棺の様子が家の中から見え、平穏な生活を送る権利が害される」として、葬儀場の目隠しフェンスのかさ上げと慰謝料を求めた訴訟について、「主観的な不快感にとどまり、我慢すべき限度を超えているとはいえない」として、住民の訴えの全てを退ける判決を言い渡しました。

上記の「8班, 9班有志の会」代理人名義の平成22年4月2日付文書は、この最高裁で破棄された原審の考え方に依拠し、弊社に壁の設置等を求めるものであり、相当性を欠くものと考えます。

ここでは、参考までに上記最高裁判決を掲示させていただきます。

平成22年9月10日

有限会社久保花店
代表取締役 久保善裕